

令和5年2月泉南市農業委員会定例会

令和5年2月8日 午後1時30分
市役所別館 1階 会議室1・2

・出席委員

(農業委員)

山下 博	田中 秀和	藪内 與四男
宮内 栄作	杉野 榮一	東 和宏
宮下 明	森谷 豊	中野 吉次
上野 寛治	馬場 定夫	

(推進委員)

岩本 和男	戎野 繁	山本 芳男
吉積 弘行		

・欠席委員

(農業委員)

伊藤 喜久	池上 安夫
-------	-------

(推進委員)

西浦 賢二	角辻 健二
-------	-------

事務局 それでは定刻少し前ですが、ただ今より令和5年2月泉南市農業委員会定例会を開催いたします。本日の委員の出席の状況ですが、伊藤委員、池上委員より欠席の届出が出ております。出席委員については13名中11名で過半数以上出席しておりますので、会議は滞りなく成立いたします。推進委員については、西浦委員、角辻委員より欠席の届出が出ております。本日の出席は4名となっております。それでは、泉南市農業委員会会議規則により総会の議長は会長が務める事となっております。会長よろしく申し上げます。

会 長 ご苦勞様でございます。何かとお忙しい中、令和5年泉南市農業委員会2月定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、2月6日午前、トルコで大地震が発生いたしました。阪神淡路大震災の4倍とも言われる大きな地震が起こっております。日本におい

会 長 ても、中央構造線断層帯による東南海地震が3年以内に発生するとの噂もありますので、どうか日頃から情報に気を配り、災害に備えて頂きたいと思います。

さて、本日は議案が3件、報告案件が3件でございます。どうか最後まで慎重審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 それではこれより議事に入ります。

まず議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。

泉南市農業委員会に関する規程第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方でご指名させていただいて異議ありませんか。

異議なしの声

会 長 ありがとうございます。それでは議事録署名委員は、1番 山下委員、3番 藪内委員をお願いいたします。

以上で議事録署名委員の指名を終わります。

会 長 それでは、令和5年議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第3号2件について朗読する。議案第3号につきまして、各地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告させていただきます。No. 1につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 先日、事務局の方と現地確認に行っておりました。何も作っておりませんが、防草シート等で綺麗に覆っており、草が一本もありませんでした。防草シートを外せば、すぐにでも耕運が出来ますので問題ありません。

事 務 局 ありがとうございました。No. 2につきましては、〇〇委員よろしく申し上げます。

〇〇委員 No. 2につきましてご報告させていただきます。過日、事務局の方と現地確認して参りました。申請は3筆になっておりますが、実際には一帯となっております。現況は平鋤きしていますので、なんら問題は

〇〇委員 ございません。

事務局 ありがとうございます。事務局の方から議案第3号について補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、譲受人はヤミ小作人で、長年、当該地で季節野菜を栽培しております。譲渡人は、令和3年3月に父から13筆、4反1畝の農地を相続しましたが、〇〇県〇〇市に住んでおり、営農する意欲はありません。全ての農地を譲渡する考えであり、自身で斡旋しているようです。当該地について譲受人と金銭交渉が整い、所有権移転を行うものです。譲受人は、主に水稻を行い、裏作として玉葱・白菜等の栽培を行っております。

No. 2につきましては、長年、除草剤散布による維持管理のみされていた農地です。譲渡人は、87歳と高齢で、農地管理も出来なくなったため、今回、譲受人と金銭交渉が整い所有権移転を行うものであります。譲受人は、所有権移転後には水稻を行う予定ですが、除草剤の薬抜きを、数年かけて改良する考えです。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局ならびに地区農業委員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会長 それでは質疑がないようですので、議案第3号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会長 それではお諮りいたします。議案第3号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙手

会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおりする許可することといたします。

会長 続きまして令和5年議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の承認について」を、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号を朗読する前に、泉南市農業委員会に関する規程第13議条の議事参与の制限により〇〇委員に退席していただきます。

〇〇委員 退席

事務局 それでは、議案書を朗読させていただきます。令和5年議案第4号1件について朗読する。議案第4号につきまして委員が退席しておりますので事務局より説明させていただきます。譲受人は、ドリップコーヒー製造販売を営む法人です。来客用駐車場が手狭となったため、隣接する申請地を譲受け、露天駐車場に整備するものです。駐車台数につきましては、来客用8台を確保する予定です。登記簿謄本上は、68㎡ですが、実測しますと230.59㎡です。ですので、車8台を駐車する事が可能です。水利組合から同意も頂いており、併せて、大阪府建築指導室より開発行為に該当しない証明書の写しも提出されております。申請地の農地区分につきましては、水道管・下水道管等2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であり、申請地からおおむね500m以内に病院と駅があるため、第3種農地と判断しております。以上です。

会長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

〇〇委員 病院も関係するのですか。

事務局 3種農地の基準とは、4m以上の道路の沿道であって、また、その道路の中に管渠、つまり水道管、雨水管、下水管、ガス管等が、2種類以上が埋設されていて、なおかつ、おおむね500mの円を描いた中に病院や公共施設があれば3種農地として判断が可能です。

〇〇委員 そういう事ですか。

事務局 最初、公共施設として雨水中部ポンプ場と考えていたのですが、こちらについては判断条件の公共施設として該当しないという事でした。駅は該当しますので、病院と駅が3種農地の条件を満たすと考えました。

会 長 よろしいですか。
それでは質疑がないようですので、議案第4号は原案どおり承認して
ご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第4号に賛成の方は挙手をお願いし
ます。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり
許可することといたします。

会 長 続きまして令和5年議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条規
定による農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 令和5年議案第5号1件について朗読する。議案第5号につきまして、
地区の農業委員と現地確認を行っておりますので、報告していただきま
す。〇〇委員よろしく申し上げます。

〇 〇 委 員 報告させていただきます。当該農地は、先日までは3m程の草が生
えていました。借り手が草を刈って、2回ほど鋤いて、現在は綺麗な
良い田になっています。問題ないかと思えます。

事 務 局 事務局の方から議案第5号について補足説明させていただきます。
当該農地は、小作人が営農されておりましたが、小作人が亡くなった3年程
前から遊休農地となっていた為、昨年9月に合意解約を行いました。また、
この農地は、農振農用地に指定されております。設定人は、営農意欲がな
く、所有する農地が3反程あり、農地の維持に苦慮しており、事務局に相談
がありました。隣接地で営農しているネギ農家への斡旋により、利用権設定
を行うものです。被設定人は、国版認定農業者です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局および地区農業委

会 長 員の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 それでは質疑がないようですので、議案第5号は原案どおり承認してご異議ございませんか。

異議なし

会 長 それではお諮りいたします。議案第5号に賛成の方は挙手をお願いします。

出席者全員挙

会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、報告事項に入ります。令和5年報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の確認について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第3号2件について朗読する。報告第3号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1につきましては、生産緑地対象地農地でありましたが、指定日より30年経過による解除申出と、農地取得の斡旋希望者がいない為、2階建て賃貸アパート用地として転用するものです。

No. 2につきましては、生産緑地対象地農地でありましたが、指定日より30年経過による解除申出と、農地取得の斡旋希望者がいないため、倉庫用地として転用するものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。
それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告3を終了します。

会 長 続きまして、令和5年報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定

会 長 による届出の確認について」を、議題といたします。
事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第4号4件について朗読する。報告第4号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

No. 1、2、3につきましては、譲受人・譲渡人とも同一ですので、併せて説明させていただきます。No. 1、2、3の農地については、生産緑地対象地農地でありましたが、指定日より30年経過による解除申出と、農地取得の斡旋希望者がいないため、No. 1、3については、分譲住宅用地に、No. 2については、不動産建設資材置場として転用するものです。

No. 4につきましては、平成30年7月19日に農地法第4条の届出書の提出がされておりました。転用目的は、長男家族用の木造平屋建て住居の建設でした。しかし、長男家族は〇〇地区に住居を購入したため、地目変更せず現在に至っておりました。前回受理された4条の取下げ書と届出書を併せて提出し、転用するものです。以上です。

会 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。特に質問がないようですので、以上で報告第4号を終了します。

会 長 続きまして、令和5年報告第5号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書の発行について」を、議題といたします。事務局より報告事項の説明をお願いします。

事 務 局 令和5年報告第5号1件について朗読する。報告第5号につきまして事務局より作付け状況を報告させていただきます。No. 1につきましては、2筆の農地ですが、一団の農地であり、水稻を行っております。以上です。

会 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。ただ今の事務局の説明で何かご質問、ご意見ございますか。

会 長 よろしいですか。何かご質問、ご意見ございませんか。
特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終了します。

会 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。
ありがとうございました。

職務代理 どうも長時間ご審議ありがとうございました。これをもちまして2月
定例会を終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。
次回の定例会につきましては、3月8日（水）場所は、あいびあ泉
南です。どうも長時間ありがとうございました。

午後2時3分 終了

この会議の正確を証する為、下記のとおり署名する。

令和5年2月泉南市農業委員会定例会議

令和 年 月 日

署名人 _____

署名人 _____